

企業局施設等太陽光発電設備  
導入可能性調査業務

プロポーザル審査要領

令和6年6月

岩手県企業局

## 企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務 プロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、企業局施設等太陽光発電設備導入可能調査業務契約候補者審査委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、**別紙**に定める評価項目に基づき、審査を行うものとする。

### 2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、企画提案書による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) 上記(4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、企業局に報告するものとする。  
なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。
- (6) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して企業局に報告するものとする。
- (7) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

### 3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

## プロポーザル評価基準

審査項目及び配点は次のとおりとし、委員1人あたり100点満点として審査する。

審査項目	審査の観点	配点
1 業務遂行力		【20】
①実施体制	・事業を適正に履行できる実施体制（人員、専門性）が具体的に提案されているか。	10
②業務実績	・公共施設等への太陽光発電設備導入調査の業務実績は十分にあるか。	10
2 企画提案力		【50】
①太陽光発電設備導入可能量の調査	・対象となる施設及び周辺地域の地域特性や環境特性を踏まえた具体的かつ効果的な調査手法が示されているか。 ・発電設備の設置基準、発電出力の算定方法が示されているか。	10
②年間発電電力量の推計	・年間発電電力量の推計について、本県の日照実績を反映させた妥当な手法が示されているか。	10
③経済性評価	・経済性及びCO <sub>2</sub> 削減量の評価手法が具体的かつ妥当性があり、次年度以降の事業を検討するために必要な成果が期待できる提案か。	10
④PPA事業者の調査	・PPA事業により太陽光を設置する場合を想定し、実現性の高い事業者を調査する手法が示されているか。	10
⑤実施方針（全体評価）	・委託の目的に沿った提案（独自提案含む）となっているか。	10
3 業務工程及び管理		【10】
実施工程及び進行管理	・業務工程は適切で、期限内の業務完了を確実に遂行できるものか。 ・業務工程の進行管理方法は適切か。	10
4 経済性		【20】
見積金額	(全提案者中の最低見積金額/提案者の見積金額) × 配点（小数点以下切り捨て）	20
合 計		【100】

### 【採点基準】

非常に優れている	優れている	妥当である	物足りない	不十分である	記載なし等
10点	8点	6点	4点	2点	0点

「1 業務遂行力 ②業務実績」の採点基準

非常に優れている	優れている	妥当である	物足りない	不十分である
10件以上	5件以上	2件以上	1件以上	0件